

認定新規就農者補助事業メニュー(令和8年度)

市事業名		国・県事業名	内容	支援額	対象者	備考			
国	福井市新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業)	新規参入タイプ	機械や施設※の購入費に対して支援 ※機械(軽トラを除く)、施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料	上限750万円 (経営開始資金の交付対象者の場合は375万円)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者 就農時の年齢が50歳未満であること 事業実施の年度または前年度に農業経営を開始した者 独立・自営就農 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であること。 金融機関から融資を受けること等 	補助金額:750万円(事業費1,000万円×3/4) (経営開始資金の交付を受けている者は、375万円(事業費500万円×3/4))			
		継承タイプ	下記取組に対して、要する経費を支援 (1)経営資源の有効利用に向けた取組 ・機械や施設の継承に係る修繕、移設、撤去等 (2)円滑な経営移譲に向けた取組 ・法人化や専門家活用等の農業経営の移譲 (3)経営発展に向けた取組 ・新規参入タイプと同様の取組	上限900万円 (経営開始資金との併用受給は不可)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者 就農時の年齢が50歳未満であること 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者 独立・自営就農 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であること。 経営発展に向けた取組のみ、金融機関から融資を受けること等 	補助金額:900万円(事業費1,200万円×3/4)			
	福井市新規就農者育成総合対策事業 (経営開始事業)	経営開始資金	独立で農業を営む者に対し、就農開始直後の経営安定化を図るため、資金を交付	450万円(3年間)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者 就農時の年齢が50歳未満であること 独立・自営就農 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であること。 前年の世帯所得が600万円以下であること 新規参入者(親元就農者の場合は、経営の多角化、新技術の導入を行う等、新規参入者と同等の経営リスクを負う取り組みを行う者)等 	補助金額:150万円/年×3年(夫婦は1.5倍の額)			
県	福井市新規就農者経営支援事業 (就農奨励金事業)	新規就農者経営支援事業 (就農奨励金)	独立で農業を営む者に対し、就農開始直後の経営安定化を図るため、資金を交付	非農家 360万円(3年間) 兼業農家 180万円(1年間) 専業農家 60万円(1年間)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者(ただし、独立・自営就農後5年度以内の者) 就農時の年齢が50歳以上60歳未満の者 非農家出身者、農業経営が不安定な兼業農家出身者又は規模拡大を図ろうとする専業農家出身者 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であること、人・農地プランに位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 等 	非農家出身者	1年目	15万円/月×12ヵ月	
							2年目	10万円/月×12ヵ月	
								3年目	5万円/月×12ヵ月
						兼業農家出身者	1年目	15万円/月×12ヵ月	
						専業農家出身者	1年目	5万円/月×12ヵ月	
	福井市新規就農者経営支援事業 (小農具等整備奨励金事業)	新規就農者経営支援事業 (小農具等整備奨励金)	50万円以下の小農具※の購入費に対して支援 ※アタッチメントや消耗品など、それ自体では機能を有さないものは含まない。	上限75万円	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者(ただし、独立・自営就農後5年度以内の者) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であること、人・農地プランに位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 等 	補助金額:75万円(事業費150万円×1/2)			
	福井市新規就農者経営支援事業 (住宅確保助成金事業)	新規就農者経営支援事業 (住宅確保助成金事業)	県外から移住した新規就農者に対して月額家賃を支援	上限2.65万円(3年間)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者(ただし、独立・自営就農後5年度以内の者) 県外出身者 就農時の年齢が50歳以上60歳未満の者 	補助金額:月額家賃の1/2以内×3年間 ※補助対象の月額家賃の上限は53千円とする。			
	福井市園芸総合振興事業 (新規就農支援)	未来に繋ぐふくいの農業応援事業(新規就農支援)	施設機械※の購入費に対して支援 ※栽培用機械施設、病虫害防除機械施設、土づくり機械施設、自然災害防止施設、集出荷調整・加工施設、圃地造成、排水施設、かんがい施設、作業道整備、育苗機械・施設、既存機械・施設等の修繕	上限1,100万円 (原則として経営発展支援事業等を併せて申請するものとし、国事業を含めた上限支援額)	<ul style="list-style-type: none"> 経営開始5年度目以内の認定新規就農者、経営開始3年度目以内の認定農業者、または事業実施年度内に認定が確実な者 青年等就農計画の達成が実現可能であると見込まれる者 原則、経営発展支援事業または新規就農者確保緊急円滑化対策のうち初期投資促進タイプを併せて申請する者等 	補助金額:約1,100万円(事業費3,300万円×約1/3) ※原則として、経営発展支援事業等を併せて申請するものとし、国事業を含めた上限事業費			
市	福井市新規就農者経営支援事業 (市単独奨励金)	-	里親農家及びふくい園芸カレッジでの研修生、独立で農業を営む者又は雇用就農者に対して、30万円/年(最大2年間)を交付	60万円(2年間)	<p>就農時又は就農予定時の年齢が60歳未満で、かつ、市内に転入してから2年以内であり、5年以上継続して福井市に住居し、就農する意思を有するものであること。</p> <p>(1)「研修」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 里親又はふくい園芸カレッジ新規就農コースの実施を認められたもの。 研修終了後1年以内に市内で就農し、就農5年以内に認定新規就農者になること。 <p>(2)「独立・自営就農」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のすべてを満たすこと。 認定農業者又は認定新規就農者であること。 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。 <p>(3)「雇用就農」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の農業法人等で正規雇用として採用され、雇用保険に加入していること。 	30万円/年×2年間 ただし、市内に転入してから、就農又は研修を開始して1年以上経過後に初めて申請した場合、交付対象の期間は1年間のみとする。			